



新婚世帯家賃助成金を支給します

定住人口の増加を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して、家賃助成金を支給する制度を設けました。

支給対象者

市内の民間賃貸住宅と賃貸借契約(平成25年4月1日〜平成28年3月31日の間に新たに契約をしたものに限る)を締結し、居住している新婚夫婦(助成金の申請日において、婚姻の届け出をしてから3年以内の夫婦)の世帯で、次の全てに該当する世帯

- ・ 新婚夫婦の一方の年齢が40歳未満
- ・ 世帯員の全てが本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にある
- ・ 世帯員が生活保護または入居に関わる公的給付を受けていない
- ・ 世帯員が市税を滞納していない

助成金の額

月額1万円を最長で36月支給します。(実際に支払っている家賃の額が1万円に満たない場合の助成金額は、家賃の額を上限とする。)

申請手続きに必要なもの

助成金の支給を受けようとする方は、次の書類を添えて申請してください。

- ・ 支給申請書
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 戸籍謄本
- ・ 納税証明書(同居世帯のうち納税義務のある方全員)
- ・ 住宅賃貸借契約書の写し
- ・ 家賃内訳証明書(契約書で家賃の内訳が不明確な場合)
- ※対象となる賃貸住宅の条件など詳しくは左記までお問い合わせください。

申請受付期間

平成28年3月31日まで

問い合わせ・申し込み

企画財政課企画調整係

☎(55)5090

定住促進奨励金を支給します

若者の住宅取得を奨励し、定住の促進および人口の増加を図るため、市内に新築住宅

を取得した方に定住促進奨励金を支給します。

支給対象者

市内に定住する意思をもち、新築住宅(平成25年4月1日以後に請負(売買)契約を締結し、平成25年4月1日〜平成28年3月31日までの間に新築したものに限る)を取得した方で、次の全てに該当する方

- ・ 年齢が40歳未満
- ・ 配偶者または年齢が18歳未満の子を有している
- ・ 同一世帯に市税を滞納している者がいない
- ・ 同一世帯にこの事業による奨励金の支給を受けた者がいない

奨励金の額

月額1万円を最長で36月支給します。

申請手続きに必要なもの

奨励金の支給を受けようとする方は、次の書類を添えて申請してください。

- ・ 支給申請書
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 納税証明書(同居世帯のうち納税義務のある方全員)
- ・ 建物(取得住宅)の登記事項証明書
- ・ 請負(売買)契約書の写し

申請受付期間

平成28年3月31日まで

問い合わせ・申し込み

企画財政課企画調整係

☎(55)5090

高効率給湯器等設置費補助制度をご利用ください

地球温暖化対策の取り組みの一環として、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー、環境との共生を推進しています。

家庭における身近な取り組みを支援するため、家庭用高効率給湯器等設置費用の一部を補助します。

補助対象者

自ら居住する市内の住宅に補助対象給湯器等を設置する方で次の全てに該当する方

- ・ 申請者が、設置する住宅の所在地に住民登録をしている
- ・ 設置する給湯器等の購入費用が10万円以上(設置に要する工事費等は除く)
- ・ 同一世帯に市税を滞納している者がいない
- ・ 同一世帯にこの事業による補助金の支給を受けた者がいない

補助対象給湯器等

- ・ 自然冷媒ヒートポンプ給湯器
- ・ 潜熱回収型ガスまたは石油給湯器
- ・ 家庭用ガスエンジン給湯器
- ・ 家庭用燃料電池システム
- ・ ハイブリッド(複合型)給湯器
- ・ 空気熱ヒートポンプ温水暖房システム
- ・ 地中熱ヒートポンプ温水暖房システム
- ・ 太陽熱温水器

※平成25年4月1日以降に設置工事請負契約または補助対象給湯器が設置されている住宅購入契約を締結したものに限り。

補助金の額

給湯器等の種類にかかわらず、1世帯につき2万円(1回限り)

※受け付けは先着順

募集枠

50件 ※申請件数が予定を超えた場合は補助を打ち切ります。

申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添付し、左記まで持参してください。

問い合わせ・申し込み

企画財政課企画調整係

☎(55)5090

各種検診世帯調査

調査項目

- ・ 検診等世帯調査
- ・ 人間ドック申請
- ・ 生活機能アンケート(65歳以上の該当者)

調査対象者 平成26年3月31日現在で19歳以上の方

※詳しくは配付された資料をご覧ください。

調査方法等

配付された調査票に必要事項を記入し、5月13日(月)までに各保健センターにご持参いただくか、郵送ください。

転入された方へ

3月28日以降に転入された方で検診を希望される方は健康増進課へ電話等でお申し込みください。

その他

各種がん検診は加入している医療保険の種類に関わらず、受診できます。

◎問い合わせ:

検診等世帯調査・人間ドック申請

健康増進課予防係

☎(55)5109

生活機能アンケート

高齢福祉課介護保険係

☎(55)5115

環境衛生のお知らせ

水環境について考えてみよう

市では、市内の21河川34カ所で年2回水質検査を行っています。

河川水質検査実施河川

六角川、鯉川、杉田川、羽石川、平石川、原瀬川、弘川、油井川、浅川、阿武隈川、箕輪用水、水原川、轟川、小浜川、移川、口太川、針道川、木幡川、若宮川、安達太田川、立石川

平成24年度河川水質検査結果の概要

BOD(生物化学的酸素要求量)

BODとは、水質の汚れを量る尺度です。水中の有機物等が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で示した水質の指標で、水質が悪いほど値が高くなります。

市内河川でBODが環境基準を上回っている河川は六角川、鯉川と轟川の3河川です。

また、環境基準は下回ったものの数値が高い河川は羽石川と小浜川となっています。

大腸菌群数

大腸菌群数とは、し尿汚染

の指標です。大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌が、採取した水を培養した中にある集まりの数を指しています。大腸菌群数は、箕輪用水を除いた20河川全てで、国で定める生活環境の保全に関する環境基準(河川)を上回っており、市内の河川がし尿で汚されている状況を表しています。

考えられる汚れの主な原因

- ・ 各家庭からの生活排水
- ・ 野積みされた堆肥からの染み出し
- ・ 小規模事業者から排出される事業に伴って生じる汚水

解決策

- ・ 下水道区域での下水道への接続
- ・ 単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への切り替え
- ・ 水を汚さない生活の工夫
- ・ 貴重な水を大切に使用し、自然に戻す際は、できるだけきれいに返しましょう。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

☎(55)5103

また、各支所地域振興課

希望の復興 輝く未来

市長からの手紙
さくら祭り中央大会表彰

三保恵一

「日本一の桜の郷 二本松」

づくりを行っている二本松市が、東京の憲政記念会館で開かれた「第四十八回さくら祭り中央大会」で、日本の花「さくら」の愛護や保存、育成、普及、さくらによる国土の美化とさくらを通じて文化の振興に寄与したことにより表彰の榮譽に浴しました。

これもひとえに、さくらを植栽し、守っていただいた多くの桜守、先人の偉業、努力の賜であり心から感謝を申し上げます。

さくらは、春のおとずれを告げ、豊かな実りをもたらす花として、また人生の転機を彩る花として、人々に愛され、永い歲月の中で育まれてきました。

さくらは、その清楚さ、明朗さ、高雅さゆえに、日本人の心情を表す花でもあります。二本松市には、「日本さくら名所一〇〇選」に選定されて

おります「霞ヶ城公園」をはじめ、「安達ヶ原公園」や「合戦場」のさくらなど、各地にさくらの名所があり、樹齢千年を超える老古木や有名な一本桜、農業開始の指標とされる「種まき桜」や「田植え桜」が数多く存在しております。

早速「日本さくらの会」の理事長と初代「日本さくらの女王」にご訪問をいただきました。爛漫と咲き誇る二本松のさくらの見事に驚嘆されました。また、多くの皆さんにさくらツアーにお出でを頂いていること嬉しく思います。

さくらを愛し、さくらを慈しむ心を深めていただき、二本松市内のさくらの名所やさくら咲く故郷の美しさを再発見していただけたらと思います。

さくらの下で「さくら祭り」や観桜会、花見の宴など、大いに楽しんでいただければと願っております。

今回の受賞を契機にこれからも百年後、千年後の子どもたちの未来のために、さくらを植え続け、守り育て、さくらを愛する心を広げ、平和で美しい豊かな自然環境、明るい未来をひらいてまいります。